

発行／三原市人権推進課  
 編集／三原市大和人権文化センター  
 所在地／三原市大和町下徳良107番地1  
 電話／0847-33-1308  
 FAX／0847-33-1308

# 三原市大和人権文化センターだより

## 平和ポスター展(巡回展示)をおこないます【入場無料】

『 平和と学び ピースタイムトラベル 』 ※ 会場に折り鶴作成コーナーがあります

と き	と ころ
8月 2日(火) ～ 8月11日(木) 9:00 ～ 22:00	イオン三原店 1階中央エスカレーター前
8月16日(火) ～ 8月23日(火) 8:30 ～ 17:15 ※土・日・祝日除く	久井保健福祉センター ロビー
8月25日(木) ～ 9月 1日(木) 8:30 ～ 17:15 ※土・日・祝日除く	大和支所 ロビー
9月 3日(土) ～ 9月12日(月) 9:00 ～ 21:00	本郷生涯学習センター エントランスホール

★ 問い合わせ先 三原市人権推進課 電話 0848-67-6044



### 部落差別のない社会を実現するため、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されています。

(2016年12月16日法律第109号)

同和問題は、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が、経済的、社会的、文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題です。

同和問題の解決に向けて、1969年の同和对策事業特別措置法により、住環境等の整備が進められてきましたが、2002年「特別措置法」失効により、就労、教育、生活、福祉のすべてにおいて格差は広がり、さらに差別発言やインターネット上での差別を助長するような内容の書き込みがされるといった事案も発生しています。差別や偏見に基づく行為は、人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されるものではありません。

同和問題を解決するためには、私たち自身が自分にも関係がある問題として向き合っていくことが大切です。私たち一人ひとりが、周りに合わせて態度を決めるのではなく、同和問題を理解し、「差別しない、差別を許さない」という認識をもって行動することが大切です。



## 本人通知制度に登録しましょう！

登録型本人通知制度は、住民票や戸籍を本人以外の第三者に交付した場合に、交付した事実を本人にお知らせする制度です。不正請求や不正取得に対する抑止効果が期待されます。また、三原市がこの制度を導入していることが周知されることで、身元調査などの未然防止にもつながります。この制度を利用するためには、簡単な登録が必要です。登録数が増えることが抑止力につながります。みなさん、登録をしましょう。

登録は、市民課又は各支所まちづくり係

市民課  
HP



### 大和地域センターくらしの相談開設のお知らせ

日時 8月19日(金) 9:00～12:00  
 場所 大和人権文化センター 会議室  
 相談内容 くらしの相談  
 相談員2名で対応します。次回は、9月16日(金)の予定。

電話による相談も受け付けています。  
 大和人権文化センター(0847-33-1308)

### 人権相談

人権侵害や差別などでお悩みの方は、人権相談員にご相談ください。  
 相談は無料で秘密は守られますので、気軽にご相談してください。

- と き 土・日・祝日は除く 10:00～16:00
- と ころ 三原市大和人権文化センター
- 電 話 0847-33-1308

# 人権のひろば

いろいろな人権課題への取り組み ～北朝鮮当局による拉致問題等～

## 【現状と課題】

北朝鮮当局による日本人拉致問題は重大な人権侵害であり、平成18（2006）年には国や地方公共団体の責務として、日本人の拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題（思想・表現・宗教・居住の自由の侵害、食料への権利の侵害、拷問、処刑、外国人拉致、強制収容等。（外務省「拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告」より抜粋））に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする「北朝鮮人権侵害対処法」が施行されました。現在もこの問題は解決されておらず、長年にわたり拉致被害者等への人権侵害は続いています。拉致問題等を早期に解決するため、幅広く国民に周知していかなくてはなりません。

## 【広島県の取組み】

北朝鮮当局による拉致問題等は重大な人権侵害であり、県民の関心と認識を深めていきます。そのためにも、北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日から12月16日）を中心に国・市町との共催による映画上映などの人権啓発イベントやポスターの掲示、県ホームページなどを活用した啓発活動を実施します。また、人権啓発イベントでの資料展示やDVD上映を実施するとともに啓発冊子を配布します。

引用：広島県人権啓発推進プラン（第5次）令和3（2021）年3月策定

## ★きょうは何の日？ 8月 人権カレンダー



### 8月15日 終戦記念日（戦没者を追悼し平和を祈念する日）

昭和20（1945）年8月15日、日本は無条件降伏し、第二次世界大戦が終結しました。戦争の誤りと惨禍を反省し、平和を誓うため、昭和38（1963）年以降毎年この日に全国戦没者追悼式が行われていましたが、昭和55（1982）年、専門家らの会合の意見を受けて、戦争を知らない世代に戦争の経験と平和の意義を伝えるため、この日を「戦没者を追悼し平和を祈念する日」とすることが内閣で決定されました。

一方、世界を見渡してみると、人々の尊い命と平和な暮らしを理不尽に奪うロシアによるウクライナへの侵略行為は開始からすでに5ヶ月が経ちました。悲惨な戦争の経験をしてきた私たちがだからこそ、戦争は絶対にしてはいけないことであり、断じて許されないものであることを広く発信し、平和的解決への道を探ることを強く求めていく必要があります。